

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成 2 3 年 3 月

福 井 県

目 次

第1	基本的な考え方	1
第2	普及指導活動の課題	1
1	地域農業を支える担い手の育成・支援	1
2	高品質・高生産性水田農業への転換	2
3	収益性の高い園芸・畜産の振興	3
4	安全・安心な食づくりと6次産業化の推進	5
5	農村機能の活用と鳥獣害対策の連携強化	6
第3	普及指導員の配置に関する事項	6
1	地域拠点	6
2	県域拠点	6
第4	普及指導員の資質向上に関する事項	6
1	国段階の研修	7
2	県段階の研修	7
3	農業経営支援部課内研修	7
第5	普及指導活動の方法に関する事項	7
1	地域に密着した普及指導活動	8
2	普及指導計画の策定、調査研究の実施	8
3	現場の技術開発・確立の強化	8
4	農業情報システムの活用	9
5	県関係機関との連携強化	9
6	J A、市町との連携強化	10
7	指導農業士および民間専門家等との連携	10
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	11

第1 基本的な考え方

農業は人間の生命に欠かすことができない食料を生産する産業であり、全国2位の長寿県となる県民の健康を支えている。また、農村は福井の伝統・文化の源として、本県の豊かさの土台となっている。

しかし、近年の農業・農村をめぐる状況は、地域農業の中核となる担い手の減少、高齢化の進行、農産物価格の激変など大きな変化がみられる。本県農業は、水田が全耕地の91%を占めており、農業産出額に占める米の割合が約70%と稲作依存度が極めて高いため、近年の米価下落に伴い農業産出額の減少が著しい状況にある。

一方、普及組織は、制度の発足以来「人づくり」を理念に直接農業者に接し、食糧増産、生活改善に始まり園芸・畜産振興、集落農業などその時々の農業情勢の変化に応じて、現場の課題解決に取り組んできた。近年では、兼業農家割合が全国一高い状況下で、地域農業の維持・発展とプロ農業者の育成を図るため、認定農業者や集落営農へ農地集積を進め、担い手への集積率60%を達成した。

今後とも、地域に密着した活動を基本に、現場での農業者の課題解決を第一に考えた普及活動を展開するため、今後の普及事業の実施に関する方針をまとめる。

第2 普及指導活動の課題

本県の農業、農村を取り巻く諸情勢の変化に伴い、普及指導活動の課題は複雑・多様化するとともに、普及組織に対する農業者、農業団体および市町からの要請も年々増大し、活動領域が拡大している。このような中で、普及組織の役割を効果的に果たすため、地域課題を重視した普及課題に重点的に取り組む。

1 地域農業を支える多様な担い手の育成

本県の水田農業を支える安定した生産体制を構築するため、認定農業者や集落営農組織など地域農業の中核となる担い手を育成するとともに、担い手が不在の集落においては地域の実情に応じた営農体制を確立し、農業生産の維持と農村地域の活性化を図る。

(1) 水田農業を支える多様な担い手の育成

地域農業の担い手の核となる認定農業者等に対しては、経営者の意向にそって、経営目標の実現に向けた活動を支援することで、中長期的な視野を持った収益性の高い企業的農業経営体を育

成する。

集落営農組織に対しては、経営発展の手段として引き続き法人化を支援するとともに、稲作部門での米価下落に対応した経営の基盤を強化するため、経営規模拡大や経営の多角化を支援する。

また、担い手不在の山間地や都市近郊等の効率的な営農活動が困難な集落においては、水田農業を支える安定した生産を維持するため、地域の営農・農村づくりの合意形成を進め、サポート体制や複数集落での営農体制を構築する。

(2) 新規就農者の確保

就農を志向する者に対しては、(社)ふくい農林水産支援センターや関係機関と連携し、就農に関する情報発信や技術・経営・資金・住居等の相談など、役割分担の下に重点的に支援し新規就農者を確保する。

(3) 多角経営への参画を目指す女性および熟年者等への支援

地域農業の活性化や多角経営に重要な役割を担う女性および熟年者等に対しては、地域や家族経営における役割を明確化し、農業経営に参画できるように経営管理技術の向上を支援する。また、経営カウンセリング、実需者とのマッチング活動等を通して、地域資源の活用と地域農畜産物の付加価値を向上できる起業活動やアグリビジネスへの展開を支援する。

2 高品質・高生産性水田農業への転換

本県農業の基盤となる水田農業経営発展のため、認定農業者や集落営農組織等に対して、省力低コスト直播栽培の収量安定や福井米の品質向上の徹底、消費者ニーズに対応した高付加価値米づくりなど、様々な技術指導や販売流通の支援をとおして意欲ある高品質高生産性の水田農業への転換を推進する。

(1) 意欲ある多様な米づくり経営への支援

認定農業者、集落営農組織などの意欲ある多様な農業者に対して、低コスト直播栽培における収量安定や、大規模稲作経営でのスケールメリットを生かした生産技術の改善、付加価値の高い米づくりの普及、加工用米や米粉用米の多収栽培技術の導入など様々な経営戦略に応じた水稻栽培の技術的な支援を行う。

(2) 福井米の品質向上と高付加価値米づくりへの支援

水稲栽培期間の高温化や気候変動の拡大によって、福井米の品質低下を招いている。

そこで、福井米の外観品質の向上や食味値を底上げするため、土づくりや水管理の徹底など基本技術の励行に加え、生育状況に応じた適期作業の励行を強化する。

また、JA 営農指導員との役割分担を明確化し、JA へ出荷する農家へのエコファーマー米生産技術に加え、生産者や消費者両面から要望のある高付加価値米づくりへの生産技術を支援する。

(3) 麦・大豆・ソバ等の土地利用型作物の生産性向上

麦・大豆を土地利用型の水田有効活用作物として、ソバを地域特産作物として位置付け、収量ならびに実需者ニーズに適した品質を安定して確保するため、排水対策の強化や、近年問題となっている土壌劣化の改善に向けた土づくり対策を徹底する。さらに麦・ソバの新品種導入や大豆における新技術の導入を推進する。

3 収益性の高い園芸・畜産の振興

本県園芸については、園芸に取り組む企業的農業法人の育成や水田園芸の推進により、本県園芸生産額の拡大を図る。

(1) 多様でたくましい野菜産地づくり

野菜は適地適作を基本として、技術力の向上と高位平準化により農業生産性の高い産地や経営体の育成を支援する。

特に、土地利用型野菜のネギ、ラッキョウ、サトイモ、ニンジンなどは、機械化による規模拡大や省力化と軽労働化を推進する。施設栽培のハウレンソウ等軟弱野菜やトマトなどは、耐雪型の施設化による周年生産を推進し、収益性の高い農業生産を目指す。

さらに、経験の浅い経営体に対しては、きめ細やかな技術的指導と計画的な経営発展を誘導する。また、集落営農組織では土地利用型野菜の導入や契約販売に基づく大規模生産を進め、マーケット指向型の経営を実践する企業的農業法人を育成する。

既存産地においては、生産の維持・拡大を図るため、地域の実情に合った作業請負組織を育成すること等により、生産と集出荷の効率化を進め、高齢化した生産者を支援する。

(2) 生産性の高い果樹産地の再生

嶺南地域を中心としたウメ、嶺北北部地域のナシ、カキの既存産地については、産地間競争の激化や販売価格の低迷等の厳しい環境の中で、研究開発された技術の地域に応じた組み立て支援や優良品種の導入により生産性の高い栽培体系を確立する。また産地の組織体制の強化や再編を推進するとともに、技術視点からの多様な流通・販売戦略の構築を支援する。

果樹個別経営体や新規就農者を含めた果樹栽培志向農業者に対しては、情報提供や相談活動等により、高度な技術と優れた経営感覚をもつ経営体への発展や育成を支援する。

また、地域農業を支える意欲ある多様な農業者づくりと果樹園芸の推進を目的に、「水田農業経営体」、「集落営農組織」、「中山間地域」、「直売所」、「観光」をキーワードとした新しい果樹経営体モデルづくりを支援する。

(3) たくましく活力のある花き産地づくり

J A、市町等の関係機関の合意形成を図りながら、新技術の導入や花き複合経営の推進およびマーケティング活動を支援することで、花き産地を支える生産者が活躍できる体制を整備する。流通面では、市場への信用と信頼を確保するため、共販体制を維持するとともに、一方で消費者の視点に立った多様な流通・販売戦略の構築を支援する。また、地域によっては立地条件を生かした直売、オーナー農園、花摘み園等を取り入れた経営体を育成する。

特に、県特産花きであるキク、スイセンでは、後継者への技術継承が急務となっているため、トレーニングファーム等での技術の継承を行いながら新規生産者の育成を支援する。さらに、高品質安定生産の推進、機械化による省力化技術の普及、苗生産や出荷調製作業の分業化による生産者の規模拡大等により、たくましく活力ある花き産地の育成を支援する。

(4) 本県産飼料を活用した生産性の高い畜産経営の育成・支援

安定した生産性の高い畜産経営を育成するため、稲発酵粗飼料、飼料用米やエコフィードなど本県産飼料を活用した耕畜連携により、飼料コスト低減や、顔の見える安全・安心をブランドイメージとする畜産物の生産拡大を推進する。

酪農経営においては、牛群能力に応じた飼料給与、繁殖管理、体細胞数低減の衛生管理等の飼養管理技術の高位平準化を支援し、肉用牛経営においては、哺育・育成技術、肥育牛の増体・肉質向上等の飼養管理技術を体系的に支援する。

4 安全・安心な食づくりと6次産業化の推進

(1) 安全・安心な食づくり

消費者目線による安全・安心な食づくりに努めるため、肥料や農薬等の生産資材における適正使用の徹底や、生産流通販売に至る工程に対してトレーサビリティを強化するとともに、生産者には農業生産工程管理（GAP）、食品加工業に携わる農業経営体には福井県版 HACCP 認証制度を活用した取り組みを推進する。

また、本県では化学肥料や農薬を通常の栽培より削減し、自然環境への負荷を軽減するエコ農業を推進している。そこで、エコファーマーや特別栽培等に取り組む農業者に対して、除草体系を含めた生産や品質が安定した栽培技術等を推進し、関係機関や生産者同士のネットワーク化と流通・販売ルートを開拓することで、環境に配慮した持続可能な農業の展開を支援する。

(2) 農山漁村の6次産業化の推進

実需者や消費者ニーズに対応できる地域特産物の一次加工品開発や加工流通の体制整備を強化する。また、集落営農組織や認定農業者等が多角経営の一環として加工を導入するため、基本的な加工技術の習得や施設整備、商品販売力の向上について支援する。

さらに意欲ある農業経営体には、生産、加工、流通、販売を一体的に進める6次産業化や、多種多様な人材、業界、専門機関、組織等が連携し、新たな商品や価値を創造していく農商工連携システムの構築を支援する。

(3) 生産者と消費者が互いに支えあう地産地消・食育の推進

地元生産者の顔が見える農業生産が求められている中で、小規模農家による少量多品目生産と販売にかかる活動が活発化している。そこで、主な販売先となる地元直売組織の運営や農産物の適正表示の指導、加工品の販売を支援する。

また、若年層に対する農業体験学習等、消費者に限らず、食に関わる専門機関等を対象として食育を展開し、農業・農村機能に対する理解促進を図る。さらに学校給食、企業や病院等の地元給食施設には、県産農産物の利用拡大の支援をとおして地産地消による健全な食生活を定着させ、地域に伝わる農村食文化を伝承していくためにも、県がこれまで先進的に取り組んできた食育活動をさらに支援する。

5 農村機能の活用と鳥獣害対策の連携強化

農山漁村の地域資源と人的資源を活かした農村振興を図るため、地域住民の合意形成とリーダー育成を進めるとともに、市町やJAとの連携のもと、耕作放棄地の解消を含めた市町の地域振興計画作成を支援する。

また、野生鳥獣による農作物の被害は、中山間を中心に県下一円で発生し、年々増加していることから、被害防止対策の早急な実施が求められている。このため、誰もが安心して営農ができる環境を整えることとし、集落リーダーの育成などを通じて地域ぐるみで被害防止対策に取り組む組織を育成する。

一方、熟年農業者は地域の農業生産や集落の機能の維持に重要な役割を担っている。農村の活力を維持・発展させるためには、熟年農業者が持つ技術や能力を活かし、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境づくりを進めていくことが必要であり、地域活性化に向けた熟年者の組織づくり（直売活動、各種加工集団の育成等熟年者能力の開発）を支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員の配置に当たっては、本県農業の推進方向、地域の農業事情や特性および普及指導活動の効果等を配慮する。このため、普及指導員の計画的な養成および意欲ある優秀な人材確保に努めることとする。

1 地域拠点

地域拠点は、各地区の農林総合事務所および嶺南振興局に設置し、農業者に密接した普及指導活動と地域状況・課題に柔軟に対応できる活動体制とする。

2 県域拠点

県域拠点は、広域的・先進的な普及指導活動を行うとともに、試験研究機関や行政との緊密な連携のもと、県全体の普及指導方針および指導技術の取りまとめ、さらに現地組立・実証・調査研究を行う。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員は、新しい知見を含めた幅広い知識を習得するとともに、地域特性に応じた普及指導を行う能力と、関係機関および地域の指導者との連携のもとに課題解決を支援する能力の両方

を向上する必要がある。このため、自発的意欲に基づく自己研修を基本に、職場研修、集合研修、派遣研修等を体系的に組み合わせた研修を実施する。

1 国段階の研修

普及指導員としての全国レベルの資質を習得するため、認定農業者・生産組織等の経営改善に対処するための経営研修やマーケティング研修、さらには先進技術研修、農政課題研修、鳥獣害対策研修等に派遣する。また、eラーニングを活用し、経営改善に意欲的な農業者・集団に対応するための経営指導能力の向上を図る。

2 県段階の研修

(1) 集合研修により、新任普及指導員の基礎的な知識・技術の習得ならびに実践的な普及指導力の向上を図る。また、中堅普及指導員が必要とする専門別高度化研修、普及指導手法、さらには OJT の効率的実施方法に関する研修等を実施し、普及指導能力の充実・強化を図る。

(2) 国内先進地派遣研修では、普及指導員が地域農業の担い手育成・支援、農業・農村の活性化等地域の総合的な課題解決を図るため、国内の教育機関、普及事業関係機関、企業、農家等へ出向き、必要とする先進地域の技術・経営、高度普及指導方法を調査研究し習得する。

(3) マーケティング指導能力を強化するため、民間専門会社等での短期滞在型マーケティング研修を実施する。

3 農業経営支援部課内研修

(1) グループリーダーやチームリーダーを中心に、新しい知識・情報の習得・共有化に努めるとともに、農業者指導、関係機関との連携、現地課題解決のための合意形成などに関わる普及方法の継承（ナレッジマネジメント）や、OJT の強化に努める。

(2) 新任普及指導員の実践的職務遂行能力を早期に向上させるため、中堅普及指導員をトレーナーとし新任普及指導員の個別指導にあたるトレーナー制度を一層強化する。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

農業者の多様なニーズに迅速かつ的確に対応し、課題解決の早期実現を図るため、意欲ある農

業者・営農集団の育成、元気な農村づくりを目的に、普及活動方法の高度化、効率化を図る。

1 地域に密着した普及指導活動

農業者や地域の実態を十分に把握し、農業者との話し合いの中から、課題を共有化し、その解決に対して普及組織が支援するなど、これまで以上に地域に密着した普及活動を実施する。

そのため、画一的な指導から個々の農業者や地域に応じたきめ細かな指導に努める。

2 普及指導計画の策定、調査研究の実施

(1) 普及指導課題の策定、評価

普及指導課題については実施方針に即し、関係機関との合意形成を図りながら、地域の状況に応じて、普及指導活動の重要性および緊急性が高いものを総合計画、地域・産地の支援が必要とするのを地域・産地支援計画とする。さらに、農業経営体を対象とする個別育成支援型の組織・個別経営体支援計画とする。

普及指導計画を樹立した課題については、内部・外部評価を実施し、普及指導活動の効果を高める。

(2) 調査研究活動

農業者等に対する高度な普及指導活動に資するため、現地課題解決のための調査研究活動および普及指導員相互の研究の場として専門項目ごとの研究会活動を実施し、普及指導活動の高度化を図る。

3 現場の技術開発・確立の強化

気象や地形等の影響を受ける農業では、技術開発を担う試験研究機関、技術の実証・普及を担う普及指導員および新技術を使いこなす農業者が一体となり、目標を共有化して新技術の開発に取り組む。

普及組織と試験研究機関との連携を強化し、現場に即応した技術開発と技術普及をこれまで以上に迅速に進める。このため、緊急な現地課題については、普及組織が中心となって試験研究機関や大学、民間等との産学官連携により課題の解決を図る。

4 農業情報システムの活用

ふくいアグリネットや農業経営支援部課のホームページの機能充実を図り、現地情報や県の試験研究機関、生産・流通等の情報を収集・蓄積するとともに、農業者の要望に応じて適切な情報を提供する。

(1) 現地情報の提供

現地の調査データ等に基づく水稻・園芸作物の生育診断、病虫害発生予察など全県的に必要と思われるデータを中心に収集・提供する。

(2) 気象災害等を含めたリスクコミュニケーションの推進

頻発する気象災害等に迅速に対応し、被害を最小限に抑えることができるよう緊急情報を携帯電話で知らせる e 農メール等を活用し、関連情報の迅速な提供を図る。

また、経営を取り巻く情報全般を含んだリスクコミュニケーションの積極的な推進を行う。

5 県関係機関との連携強化

(1) 試験研究機関との連携

普及組織、試験研究機関が連携し、地域で問題となっている技術の課題化、普及に移す技術情報の共有、革新技術に関する現地組立実証等による総合プロジェクトを全県的に実施・指導し、現地に適応した総合技術として早期普及を図る。

(2) 行政部局との連携

現地のニーズに合わせた行政施策の構築および円滑な推進のため、普及事業と関連の強い重要施策については、関係機関と連携しながら積極的に推進する。

また、普及組織は、農業者の動向・ニーズおよび農村の現状等に関する情報を積極的に収集し、地域農業の振興、農村活性化等に関する課題を政策化するために提言する。

(3) (社) ふくい農林水産支援センターとの連携

担い手および担い手を目指す者の確保・育成を図るため、(社) ふくい農林水産支援センターと連携し市町、農業団体の協力を得て、体系的、総合的な研修・教育を行う。

6 J A、市町との連携強化

J A、市町との連携は、それぞれの機関の役割が十分発揮できるように、地域の実情や管内の市町、J Aの業務内容に応じて、普及組織が全体の調整を図る。

(1) 農業改良普及推進協議会の機能強化

県段階の関係機関との連携を強化するため、県農業改良普及推進協議会の機能を十分活用し、協力体制の充実強化を図る。

また、市町、J A、農業委員会等における各種の推進施策と積極的に連携した総合的な活動を行うため、地区農業改良普及推進協議会等の機能を十分活用し、協力体制を充実強化する。

(2) J A営農指導事業との役割分担

普及指導活動とJ Aの営農指導との役割分担を明確にし連携を強化する。

普及組織は、J Aの営農指導が行う一般的な作物管理・栽培・出荷管理指導を効果的に推進するために、協力支援する。

7 指導農業士および民間専門家等との連携

(1) 指導農業士との連携

指導農業士は、地域の農業後継者育成や農業活性化のリーダーとして活躍している。普及組織の協力者として、指導農業士の実践技術に対する高い識見と技術を生かし、技術普及等の実証展示、新規就農者や青年農業者のトレーナー、農業高校生の実習等の受け入れ等において連携を充実する。

(2) 民間専門家との連携

農業の法人化をはじめ、農業経営の多様化・多角化が進む中で、効率的な経営管理や労務管理、あるいはマーケティング動向等の経営指導が要請される場合、税理士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家と連携する。民間の先端技術を駆使した農業経営を支援する場合、種苗会社・農薬メーカー・農業機械メーカー等の農業関連企業と連携を強化する。

(3) 「普及指導協力委員」の活用

継続的に協力を依頼する専門家や指導員OBに対しては、「普及指導協力委員（地域農

業支援員)」として委嘱し、普及指導活動を補完する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

(1) 全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に係る都道府県間の情報の共有、技術協力等に努める。

(2) 農業・農村の6次産業化を図る観点から林業および漁業に関する普及指導員、商工会議所等の指導機関との連携に留意する。

(3) 県民の農業に対する理解の増進及び農業従事者の確保のため、関係機関が行う農業に関する教育に対し情報提供等の協力を努める。

